

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	下市町
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.towr.shimoichi.lg.jp/category/6-16-0-0-0.htm

執行機関名 下市町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者医療費・重度心身障害老人等医療費)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	下市町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月下市町条例第17号)別表第1 第5の項 下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者医療費・重度心身障害老人等医療費)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	この法律は、障害者基本法の基本的な志向にのづき、身体障害者福祉法、知能障害者福祉法、精神疾患及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と並びて、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の権利の尊重を図るとともに、障害の有無にかかわらず玉虫が相互に人権と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく、福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者に対して、一部負担金等の支払いに充てる資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第1条の2 第1条に規定する福祉医療費助成条例等は、次に定めるものをいう。
⑥事務の趣旨又は目的	下市町福祉医療費資金貸付要綱(平成17年6月下市町要綱第3号)	
⑦独自利用事務の関連規範		

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	下市町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shimoichi.lg.jp/category/6-16-0-0-0.html

執行機関名 下市町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者医療費・重度心身障害老人等医療費)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下市町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月下市町条例第17号)別表第1 第5の項 下市町福祉医療費資金貸付要綱に関する医療費の貸付に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者医療費・重度心身障害老人等医療費)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	下市町福祉医療費資金貸付要綱 第1条・第1条の2
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づく福祉医療費助成金の受給者資格を有する者のうち、医療機関等に対して支払わなければならない医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払が困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。 第1条の2 第1条に規定する福祉医療費助成条例等に、次に定めるものをいう。 (1) 下市町子ども医療費助成条例(平成25年3月下市町条例第2号。) (2) 下市町心身障害者医療費助成条例(昭和48年3月下市町条例第1号) (3) 下市町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月下市町条例第12号) (4) 下市町重度心身障害者老人等医療費助成要綱
⑦独自利用事務の関連規範		下市町福祉医療費資金貸付要綱(平成17年6月下市町要綱第3号)